

九州防衛局達第 8号

改正 平成21年 6月25日九州防衛局達第 6号

改正 平成24年 4月 6日九州防衛局達第 5号

改正 平成26年11月10日九州防衛局達第 4号

改正 令和 2年 3月31日九州防衛局達第 6号

改正 令和 2年12月23日九州防衛局達第12号

改正 令和 6年 3月28日九州防衛局達第 6号

九州防衛局における当直員の服務に関する達を次のように定める。

平成19年9月1日

九州防衛局長 原田 実

九州防衛局における当直員の服務に関する達

(業務)

第1条 九州防衛局当直員(以下「当直員」という。)は、この服務の達に定めるところにより次に掲げる業務の処理に当たるものとする。

(1) 九州防衛局の所掌事務に関する電話等による情報の処理に関すること。

(2) 九州防衛局の所掌事務に関し、緊急を要する業務の処理に関すること。

(勤務時間)

第2条 当直員の勤務時間は、次のとおりとする。

平日 17時15分から翌日8時30分まで

休日 ① 8時30分から17時15分まで

② 17時15分から翌日8時30分まで

(注) 休日とは、土曜日及び日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日並びに12月29日から翌年の1月3日までの日をいう。

(勤務場所及び当直員)

第3条 当直員は、原則として九州防衛局当直室において勤務するもの

とする。当直員は職員2名をもって、これに充てる。ただし、次の職員を除く。

- (1) 行政職俸給表(一) 7級以上の職員又は各部主務課長
  - (2) 1佐以上の自衛官
  - (3) 行政職俸給表(二)の技官
  - (4) 各防衛支局の職員
  - (5) 各防衛事務所の職員
  - (6) 総務課長が当直勤務を免除する職員
- (緊急事態等の通報)

第4条 当直員は、テレビやインターネット等を通じて情報収集に努め、緊急事態等(「緊急事態等が発生した際の速報について(通達)」(防官文第2623号。平成20年3月7日)の別紙に掲げる事態をいう。)の発生について情報提供を受けた場合若しくは自ら認知した場合、局内の担当課長等(緊急事態等が発生した際の速報等に係る実施要領について(通知)(九防企地第3512号。令和2年3月31日)別紙第2に掲げる担当課長又はその代理者)に速報を行うものとする。

(緊急事態等が予見される場合)

第5条 当直員は、緊急事態等が予見される場合(管轄区域内における大雨特別警報の発令、大型台風の上陸・接近予測、火山噴火警戒レベル4の発令等)、企画部地方調整課長又は同課地方協力確保室長(以下「地方調整課長等」という)に通報するものとする。

(非常勤務態勢の伝達)

第6条 当直員は、地方調整課長等から、九州防衛局における非常勤務に関する達(令和2年局達第2号)第6条に基づく非常勤務態勢の発令に係る連絡を受けた場合、各部庶務担当者、両支局担当者及び各事務所担当者に伝達するものとする。

(留意事項)

第7条 当直員は、情報の処理に当たっては、常に冷静を保ち、適格な判断を下すよう心掛けなければならない。第4条から第6条までを実施する場合、当直員2名で作業を分担し速やかに措置するものとする。なお、緊急事態等に該当するか否かの判断に迷った場合は、局内の担

当課長等に相談することとする。

(緊急処理)

第8条 当直員は、九州防衛局の警備その他に関して緊急に処理を必要とする業務については、会計課連絡担当者（合同庁舎警備部門）と十分な連絡を保つほか、事態に応じ適切な措置を執るよう努めるものとする。

(当直日誌)

第9条 当直員は、勤務が終了したときは、取り扱った重要事項を当直日誌（別紙様式第1）に詳細に記入して総務部総務課長に報告するものとする。

(当直勤務交代願)

第10条 当直員が病気その他やむを得ない事情により勤務できないときは、当直勤務交代願（別紙様式第2）により、総務部総務課長に報告するものとする。

(その他)

第11条 その他当直に関する達の細部については、総務部長の定めるところによる。

附 則 （平成19年9月1日九州防衛局達第8号）

この達は、平成19年9月1日から施行する。

附 則 （平成21年6月25日九州防衛局達第6号）

この達は、平成21年6月25日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則 （平成24年4月6日九州防衛局達第5号）

この達は、平成24年4月6日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則 （平成26年11月10日九州防衛局達第4号）

この達は、平成26年11月10日から施行する。

附 則 （令和2年3月31日九州防衛局達第6号）

この達は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 （令和2年12月23日九州防衛局達第12号）

この達は、令和3年1月1日から施行する。

附 則 （令和 6 年 3 月 2 8 日九州防衛局達第 6 号）  
この達は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

## 当 直 日 誌

引継日時	年 月 日 ( ) 時 分		
当直員	所 属	官 職	氏 名
報告事項	1 特記事項		
	2 その他		

## 当直勤務交代願

申請者

所属

氏名

所属

氏名

区分	当直予定日	所属	氏名
交代前	年 月 日( )		
	年 月 日( )		
交代後	年 月 日( )		
	年 月 日( )		
理由			